平成２５年（フ）第１９３号
山口県下関市菊川町大字下岡枝235番地１
債務者　川田　朋枝（旧姓唯岡）
1　決定年月日時　平成26年２月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月21日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２５年（フ）第２８７号
徳島市富田橋８丁目１番地の１　朝日プラザメルクマール眉山東1309号室
債務者　北島　隆義
1　決定年月日時　平成26年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月21日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第２８８号
徳島市富田橋８丁目１番地の１　朝日プラザメルクマール眉山東1309号室
債務者　北島　純子
1　決定年月日時　平成26年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月21日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第２号
高知県室戸市吉良川町乙5279番地13
債務者　久保　一子（旧姓伊吹）
1　決定年月日時　平成26年２月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月21日まで
高知地方裁判所安芸支部破産係

平成２６年（フ）第２９号
大分市日岡２丁目５番10号　レガーロ日岡302
債務者　藤田　雄二
1　決定年月日時　平成26年２月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月21日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第７号
大分県中津市字小祝253番地
債務者　川口征一郎
1　決定年月日時　平成26年２月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月21日まで
大分地方裁判所中津支部破産再生係

平成２６年（フ）第２８号
宮崎市恒久５丁目12番地16、前住所宮崎市新城町41番地２　布施マンション203号
債務者　山本　雄也
1　決定年月日時　平成26年２月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月21日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第３４号
宮崎市大字恒久5480番地、前住所宮崎市日ノ出町67番地　リバータウン日ノ出501号
債務者　原田　憲治
1　決定年月日時　平成26年２月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月21日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第１２７号
福島県田村郡三春町字新町251番地の２、前住所福島県田村市船引町船引字臂曲64番地２
債務者　柳沼　　仁
1　決定年月日時　平成26年２月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月22日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２５年（フ）第１９号
長崎県対馬市厳原町豆酘629番地
債務者　松井　常盤
1　決定年月日時　平成26年２月18日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月22日まで
長崎地方裁判所厳原支部破産係

平成２５年（フ）第４０２６号
大阪市天王寺区上汐４丁目３番11号　協和産業ビル702号
債務者　笹谷　和章
1　決定年月日時　平成26年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４６７８号
大阪府豊中市旭丘１番９―703号
債務者　中川　絢子
1　決定年月日時　平成26年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４８１２号
大阪市西成区天下茶屋１丁目23番19号
債務者　山口　京助
1　決定年月日時　平成26年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４９６３号
大阪市旭区高殿４丁目22番５―819号、前住所大阪市住之江区南港東１丁目６番４―522号
債務者　江﨑かおる（旧姓池田）
1　決定年月日時　平成26年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５５５４号
大阪府東大阪市岩田町４丁目３番46―1002号
債務者　畑　　千鶴
1　決定年月日時　平成26年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２７号
大阪市住吉区帝塚山東５－３－７―501、住民票上の住所大阪市住吉区千躰１丁目４番38―404号
債務者　木本　静江
1　決定年月日時　平成26年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４３号
大阪府守口市大庭町２丁目24番19号
債務者　山上　正人
1　決定年月日時　平成26年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部